社団法人 日本図書館協会

会 費 規 程

制　　定　昭和 23 年 6 月 14 日
最終改正　平成 12 年 5 月 26 日

第 1 条　定款第 9 条による会費は、次の通りとする。

個人会員		年額	9,000 円
施設会員	A	〃	50,000 円
〃	B	〃	37,000 円
〃	C	〃	23,000 円
賛助会員(1 口)		〃	10,000 円

第 2 条　会費は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

第 3 条　個人会員として年度の途中から入会した場合は、入会の月から月 900 円の割で会費を納入するものとする。

2　施設会員として新たに入会した場合は、当該年度の会費を全額納入するものとする。

第 4 条　会費納入を怠った会員に対する処置はつぎのとおりとする。

1　7 月末日までに当該年度の会費を納入しない場合には、翌月から機関誌の配布を保留する。

2　当該年度中に会費を納入しない場合は、定款第 10 条によって自然退会とする。

第 5 条　前条によって退会となった会員が、再び入会しようとする場合には、滞納額を納めるものとする。

第 6 条　会員のうち、学生ならびに特別の事情のあるもの（会友を含む）に対しては、理事会の議決を経て会費を減免することができる。

2　満 55 歳以上の個人会員が第 1 条の会費を 10 年分前納した時は以後の会費を徴収しない。

第 7 条　この規程の変更は、総会の承認を必要とする。

付　　則

この規程は平成 12 年 6 月 1 日から施行する。